

# 板橋区立志村第六小学校 PTA会則



# 志村第六小学校PTA会則

## 第1章 総 則

- 第1条** 本会は志村第六小学校PTAと称し事務所を志村第六小学校内に置く。
- 第2条** 本会は保護者または之に準ずる者(以下「保護者」とする。)と教職員と学区の一般人とが協力して児童の学校、家庭及び社会における教育が理想的に行われるよう努力することを目的とする。
- 第3条** 本会は活動を充分にするために次の事業部を置く。
- 1 広報部
  - 2 地域部
  - 3 文化部
- 第4条** 本PTA会則は、会員に適用する。

## 第2章 方 針

- 第5条** 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する。
  - 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
  - 3 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
  - 4 学校の人事その他の管理には干渉しない。

## 第3章 活 動

- 第6条** 本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。
- 1 会員、児童の福利厚生をはかること。
  - 2 児童の学校内外における生活と社会環境の向上をはかること。
  - 3 会員の教養の向上と相互の親睦をはかること。
  - 4 その他目的達成に必要な活動。

## 第4章 会 員

- 第7条** 本会は本校の児童の保護者と本校の教職員を以って会員とする。
- 第8条** 会員は会費を納めるものとする。

## 第5章 役員・正副部長・部員

第9条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 (保護者)
- 2 副 会 長 (保護者2～4、副校長1)
- 3 書 記 (保護者2～4、教職員1)
- 4 会 計 (保護者2～4、教職員1)
- 5 会 計 監 査 (保護者2、教職員1)

第10条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。  
会長任期は基本三期までとするが再任を妨げない。  
役員は、各家庭から1名を限度として選出するものとする。

第11条 本会に次の正副部長、部員を置く。

- 1 イ、広報部に部長1(保護者)、副部長2～3(保護者1～2、教職員1)  
ロ、地域部に部長1(保護者)、副部長2～3(保護者1～2、教職員1)  
ハ、文化部に部長1(保護者)、副部長2～3(保護者1～2、教職員1)
- 2 次の部員を置く。

学年ないし全体で部員60～75名選出後、各部に部員20～25名を置く。但し、選出する部員の人数は必要に応じて、上記の人数に限らず増減できる。

第12条 役員、正副部長の選出は次による。

- 1 役員選出は次による。  
イ、選考委員会を組織し、役員候補者を定数だけ選出し、総会の承認を受ける。  
ロ、選考委員会は、次の者をもって構成する。
  - (1) 全校より選出された者6名以内
  - (2) 常任理事(自然退会者を含むことができる)より選出された者2名
  - (3) 本校教職員の中より選出された者3名
- 2 正副部長選出は次による。  
イ、正副部長は選考委員会により選出し決定する。  
ロ、正副部長は、各家庭から1名を限度として選出するものとする。
- 3 部員、選考委員選出は次による。  
イ、部員、選考委員は各学級保護者会または、それに準ずる方法で選出する。

第13条 各役員、部長、部員の任務はおおむね次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表して、会務を総理し、各種会議を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは任務を代行する。
- 3 書記は総会、常任理事会の議事を記録保管し、本会の庶務を行う。
- 4 会計は次の任務を行う。  
イ、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を行う。  
ロ、総会において会計監査を経た決算を報告する。  
ハ、予算の立案について協力する。
- 5 会計監査は少なくとも半期毎に本会の会計を監査する。
- 6 各部長は各部の会務を統括し、その推進をはかるとともに、常任理事会に提出する議案を作成する。
- 7 各部員は各部の会務を分担する。

第14条 正副部長の任期は一年とし、再任を妨げない。

## 第6章 会 議

- 第15条** 本会は次の通り会議を開く。
- 1 総会は以下の通り開催する。
    - イ、定期総会は五月と三月に書面開催し、総会の議決は書面表決書の承認が会員の過半数を必要とする。
      - 五月総会は前年度の収支決算、その年度の事業計画と予算を審議決定する。
      - 三月総会は新年度の役員の承認と事業報告を行う。
    - ロ、臨時総会は必要に応じて開くことができる。
    - ハ、総会は必要に応じて対面で開くことができる。
      - 対面総会の定足数は会員の過半数とし、委任状を認め定足数に算入する。
      - 総会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
  - 2 常任理事会は役員、部長、副部長をもって構成し、各部よりの議案を調整し、総会に提出する原案の作成、その他重要事項を審議する。
  - 3 役員会は渉外関係について必要あるとき開くことができる。
  - 4 各部会は部長が招集する。
  - 5 常任理事会は会長が招集する。
  - 6 校長はどの会にも出席して意見をのべることができる。

## 第7章 事 業

- 第16条** 本会は次の事業を行う。
- 1 広報部は会報を発行し、情報の伝達と意見の交換をはかる。
  - 2 地域部は地区内児童の郊外補導をし、地域との連携をはかる。
  - 3 文化部は児童、会員の厚生と教養の向上、教育施設助成のための諸活動を行う。
  - 4 特別部は必要に応じてもうけることができる。

## 第8章 会 計 ・ 経 理

**第17条** 本会の経費は会費と事業の収益その他による。

**第18条** 会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第9章 個人情報保護

**第19条** 本会在PTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適切に運用するものとする。

## 付 則

**第20条** 本会の運営上必要な細則は総会で決めることができる。

**第21条** 会則の変更は総会の議決による。

**第22条** 本会則は昭和48年3月6日から実施する。

# P T A 内 規

## 第1条 死亡に関する内規

- 1 本会の会員が死亡した場合は、香典10,000円をもって弔意を表す。
- 2 本校児童が死亡した場合は、香典10,000円をもって弔意を表す。
- 3 本校の主事が死亡した場合は、香典5,000円をもって弔意を表す。
- 4 本校の教職員の配偶者が死亡した場合は、香典5,000円をもって弔意を表す。
- 5 本会の会員の同一生計を営む父母・子供が死亡した場合は、香典3,000円をもって弔意を表す。

## 第2条 疾病、負傷に関する内規

- 1 本校の会員がP T A活動中負傷または発病により入院(1週間)または2週間以上療養した場合は、見舞金5,000円をもって見舞する。
- 2 本校の児童が校内や校外での学習・行事参加中および登下校の途中で負傷し、2週間以上欠席した場合(但し下校後の交通事故も含む)は5,000円をもって見舞する。
- 3 本校の教職員が傷病のため2週間以上入院または1ヶ月以上欠勤した場合は、見舞金5,000円をもって見舞する。主事の場合、これに準ずる。

## 第3条 転退任に関する内規

- 1 本校の教職員が転退した場合は、勤務年数にかかわらず一律2,000円の記念品を贈呈する。
- 2 非P T A会員の場合は、一律1,000円の記念品を贈呈する。
- 3 本会の役員として1年以上在任の場合は退任時に、正副部長として1年以上勤めた場合は各年度末に、感謝状を贈呈する。

## 第4条 会費に関する内規

- 1 本会の会費は次のとおりとする。
  - イ 児童1人につき1ヶ月200円、年間では11ヶ月分の2,200円とする。
  - ロ 教職員は、上記と同じとする。
- 2 転入については、転入日より徴収する。また一旦納められた会費は、理由の如何を問わず返金しないものとする。

## 第5条 その他

- 1 本校の教職員の結婚ならびに子女出生の場合は、5,000円をもってお祝する。
- 2 前条までの規定以外のむずかしい特別な事情のある場合は、役員会で協議決定し、常任理事会の事後承認を得る。
  - 例 教職員・児童が火災、水害、その他非常の災害をうけた時。  
本会に特に関係のあった人の弔時の時。  
教職員の死亡の時。  
本校の児童が入院(3週間)長期療養した場合。
- 3 本校内規は、総会の議決承認によって発効とする。
- 4 本会の規定は、昭和46年2月19日より実施し、規定の改廃は総会の議決によるものとする。

# 志村第六小学校PTA 改版履歴

## 【PTA会則】

平成元年	5月11日	改訂	
平成 6年	3月11日	改訂	
平成13年	3月 9日	改訂	
平成17年	5月 9日	改訂	
平成20年	3月 7日	改訂	(第 5 章第 9 条 会計の定数変更)
平成22年	3月 5日	改訂	(第 5 章第 9 条 副会長・書記・会計の定数変更)
平成25年	3月 8日	改訂	(第 5 章第10条 会長任期の変更)
平成27年	3月 6日	改訂	(第 5 章第11条 各部副部長の定数変更)
平成30年	5月24日	改訂	(第 9 章第19条 個人情報保護追加)
令和 2年	2月28日	改訂	(第 5 章第12条 選考委員の定数変更)
令和 3年	3月 2日	改訂	(第 1 章第 3 条 事業部の変更) (第 5 章第11条 各部正副部長・部員の定数変更) (第 5 章第12条 郊外部・地区委員の選出方法削除) (第 5 章第13条 委員長、理事会の削除) (第 5 章第14条 正副委員長の削除) (第 6 章第15条 総会開催方法の変更、理事会・地区委委員会削除) (第 6 章第16条 事業内容変更) (付則第20条 細則議決方法の変更) (個人情報取扱規則第10条 個人情報管理方法の変更)
令和 6年	2月28日	改訂	(第 5 章第11条 各部正副部長・部員の定数変更) (第 5 章第12条 部員、選考委員の選出方法変更)
令和 7年	5月31日	改訂	(第 5 章第10条 役員選出方法の家庭内制限の追記) (第 5 章第12条 1 項 ロ 選考委員会選出方法の変更) (第 5 章第12条 2 項 ロ 正副部長選出の家庭内制限の追記) (第 5 章第14条 正副部長の任期及び再任規定の追記)

## 【PTA内規】

昭和62年	6月20日	改訂施行	
平成 6年	1月26日	改訂施行	
平成16年	7月 6日	改訂施行	
平成18年	9月22日	改訂施行	(第 4 条 会費に関する内規を追加)
平成18年	12月 5日	改訂実施	(第 3 条 2 金額変更)
平成30年	5月24日	改訂実施	(第 3 条 1、2 金額変更)
令和 3年	3月 2日	改訂実施	(第 5 条 理事会廃止に伴う変更)
令和 7年	5月31日	改訂実施	(第 3 条 1、2 金額変更)

## 【その他】

平成27年	3月 4日	改訂	(各部活動内容 活動内容見直しによる変更)
令和 3年	3月 2日	改訂	(各部活動内容 活動内容見直しによる変更)

# 板橋区立志村第六小学校PTA個人情報取扱規則

## 第1条 目的

板橋区立志村第六小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

## 第2条 責務

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第3条 管理者

本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

## 第4条 取扱者

本会における個人情報データベースの取扱者は、本会本部役員および本部役員会がその活動において取扱が必要と認める各部・委員会の部員と委員に限定する。

## 第5条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知り得ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## 第7条 利用

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 本会の円滑かつ継続的な運営のための連絡

## 第8条 利用による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## 第9条 管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者が立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## 第10条 保管及び持ち出し等

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、パスワード管理する等適切な状態で保管するものとする。また、インターネットサービス等を利用する場合はパスワード管理する等適切な状態で運営するものとする。

## 第11条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者の法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 第12条 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び都、区役所を除く）に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

## 第13条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第11条第1号から第4号の場合及び都、区役所を除く）から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

## 第14条 情報開示等

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

## 第15条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会会長に報告する。

## 第16条 苦情の処理

本会は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 第17条 改正

本会の「板橋区立志村第六小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会または臨時総会において改正する。

附則 本規則は、平成30年5月24日より施行する。





本校在籍の間、この会則本を保管してください。